

北海道内水面漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定 に関し必要な事項
(1)	石内共 第1号	石狩市及び札幌市	別添図面のとおり (石狩川、茨戸川、真敷別川 及び茨戸川と石狩川を連絡 する運河)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	石狩市	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	わかさぎ漁業 やつめうなぎ漁業 えび漁業 もくずがに漁業			団体漁業権			
(2)	石内共 第2号	千歳市	別添図面のとおり (支笏湖及び千歳川)	第五種共同漁業	ひめます漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	千歳市	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(3)	後内共 第1号	余市郡余市町、仁 木町及び赤井川村	別添図面のとおり (余市川本支流)	第五種共同漁業	あゆ漁業 わかさぎ漁業 やつめうなぎ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	余市郡余市町、 仁木町及び赤 井川村	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(4)	後内共 第2号	磯谷郡蘭越町	別添図面のとおり (尻別川)	第五種共同漁業	やつめうなぎ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	磯谷郡蘭越町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(5)	後内共 第3号	寿都郡寿都町及び 黒松内町	別添図面のとおり (朱太川、黒松内川及び 熱郭川)	第五種共同漁業	あゆ漁業 やつめうなぎ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	寿都郡寿都町 及び黒松内町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(6)	檜内共 第1号	久遠郡せたな町	別添図面のとおり (馬場川)	第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	久遠郡せたな町 及び瀬棚郡今 金町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(7)	檜内共 第2号	久遠郡せたな町及 び瀬棚郡今金町	別添図面のとおり (後志利別川、上ハカイマッ プ川、下ハカイマップ川、オ チャラッペ川、馬場川、パン ケオイチャヌンペ川、利別目 名川及び真駒内川)	第五種共同漁業	あゆ漁業 やつめうなぎ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	久遠郡せたな町 及び瀬棚郡今 金町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(8)	檜内共 第3号	久遠郡せたな町	別添図面のとおり (太櫓川、二股川及び 濁川本支流)	第五種共同漁業	あゆ漁業 やつめうなぎ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	久遠郡せたな町 及び瀬棚郡今 金町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(9)	渡内共 第1号	亀田郡七飯町及び 茅部郡森町	別添図面のとおり (大沼、小沼、尊菜沼、宿野 辺川本支流、軍川本支流及 び苅澗川本支流)	第一種共同漁業	じゅんさい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	亀田郡七飯町 及び茅部郡森 町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	こい漁業 わかさぎ漁業 ふな漁業 えび漁業			団体漁業権			
(10)	渡内共 第2号	二世郡八雲町	別添図面のとおり (遊楽部川、ペンケルペシュ ペ川本支流、鉛川本支流、 音名川本支流及び砂蘭部川 本支流)	第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	二世郡八雲町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)

北海道内水面漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定 に関し必要な事項
(11)	胆内共 第1号	虻田郡洞爺湖町及 び有珠郡壮瞥町	別添図面のとおり (洞爺湖及び同湖に流入す る河川の本支流)	第五種共同漁業	ひめます漁業 わかさぎ漁業 にじます漁業 やまべ漁業 えび漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	虻田郡洞爺湖 町及び有珠郡 壮瞥町	なし	左記のとおり(漁業権番 号、漁業の名称、条件)
(12)	胆内共 第2号	白老郡白老町	別添図面のとおり (倶多楽湖)	第五種共同漁業	ひめます漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	白老郡白老町 及び登別市	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件) 新規
(13)	胆内共 第3号	白老郡白老町	別添図面のとおり (ポロト湖)	第五種共同漁業	わかさぎ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	白老郡白老町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(14)	胆内共 第4号	勇払郡むかわ町	別添図面のとおり (鷓川)	第五種共同漁業	ししゃも漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	勇払郡むかわ町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(15)	日内共 第1号	沙流郡日高町	別添図面のとおり (沙流川及びオコタン川)	第五種共同漁業	ししゃも漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	沙流郡日高町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(16)	十内共 第1号	広尾郡大樹町	別添図面のとおり (ホロカヤントウ沼)	第五種共同漁業	わかさぎ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	広尾郡大樹町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(17)	十内共 第2号	広尾郡大樹町	別添図面のとおり (生花苗沼)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	広尾郡大樹町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	わかさぎ漁業			団体漁業権			
(18)	十内共 第3号	広尾郡大樹町	別添図面のとおり (キモントウ沼)	第一種共同漁業	じゅんさい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	広尾郡大樹町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(19)	十内共 第4号	中川郡豊頃町	別添図面のとおり (湧洞沼及び湧洞川)	第五種共同漁業	わかさぎ漁業 えび漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	中川郡豊頃町 及び十勝郡浦 幌町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(20)	十内共 第5号	中川郡豊頃町	別添図面のとおり (十勝川)	第五種共同漁業	ししゃも漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	中川郡豊頃町 及び十勝郡浦 幌町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(21)	釧内共 第1号	白糠郡白糠町	別添図面のとおり (茶路川)	第五種共同漁業	ししゃも漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	白糠郡白糠町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(22)	釧内共 第2号	白糠郡白糠町	別添図面のとおり (庶路川)	第五種共同漁業	ししゃも漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	白糠郡白糠町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(23)	釧内共 第3号	釧路市	別添図面のとおり (音別川)	第五種共同漁業	ししゃも漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	白糠郡白糠町 及び釧路市	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(24)	釧内共 第4号	釧路市	別添図面のとおり (阿寒川)	第五種共同漁業	ししゃも漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	釧路市	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)

北海道内水面漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定 に関し必要な事項
(25)	釧内共 第5号	釧路市及び釧路郡 釧路町	別添図面のとおり (釧路川、新釧路川、達古武 川及び雪裡川)	第五種共同漁業	ししゃも漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	釧路市及び釧 路郡釧路町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(26)	釧内共 第6号	厚岸郡浜中町	別添図面のとおり (藻散布沼及び藻散布川)	第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	厚岸郡浜中町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	かれい漁業 くりがに漁業			団体漁業権			
(27)	釧内共 第7号	厚岸郡浜中町	別添図面のとおり (火散布沼及び火散布川)	第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	厚岸郡浜中町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	かれい漁業 くりがに漁業			団体漁業権			
(28)	釧内共 第8号	厚岸郡浜中町	別添図面のとおり (暮帰別沼)	第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	厚岸郡浜中町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(29)	釧内共 第9号	川上郡標茶町	別添図面のとおり (シラルトロ沼、塘路湖、エオ ルト沼、ポント沼、マクントウ 沼、サルトル沼及びこれらの 湖沼に流入する河川の本支 流並びにシラルトロ沼と塘路 湖を連絡する河川)	第一種共同漁業	ひし漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	川上郡標茶町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	わかさぎ漁業 こい漁業 えび漁業 ふな漁業 ざりがに漁業 あめます漁業			団体漁業権			
(30)	釧内共 第10号	釧路市	別添図面のとおり (阿寒湖、パンケトウ、ペンケ トウ、次郎湖、太郎湖、ヒョウ タン沼及びこれらの湖沼に 流入する河川の本支流並び に阿寒川本支流)	第五種共同漁業	わかさぎ漁業 ひめます漁業 にじます漁業 あめます漁業 こい漁業 ふな漁業 えび漁業 いとう漁業 ざりがに漁業 やまべ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	釧路市	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(31)	根内共 第1号	根室市	別添図面のとおり (トーサムボロ沼)	第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	根室市	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	ちか漁業			団体漁業権			
(32)	根内共 第2号	根室市	別添図面のとおり (別当賀川)	第五種共同漁業	わかさぎ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	根室市及び野 付郡別海町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)

北海道内水面漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定 に関し必要な事項
(33)	根内共 第3号	根室市及び野付郡 別海町	別添図面のとおり (風蓮川[分流河川を含 む]、トンデン川及び木村川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	根室市及び野 付郡別海町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	わかさぎ漁業			団体漁業権			
(34)	根内共 第4号	野付郡別海町	別添図面のとおり (ヤウシュベツ川及び ケネヤウシュベツ川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	根室市及び野 付郡別海町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	わかさぎ漁業			団体漁業権			
(35)	根内共 第5号	野付郡別海町	別添図面のとおり (ボンヤウシュベツ川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	根室市及び野 付郡別海町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	わかさぎ漁業			団体漁業権			
(36)	網内共 第1号	網走市及び斜里郡 小清水町	別添図面のとおり (濤沸湖)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	網走市及び斜 里郡小清水町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	わかさぎ漁業 えび漁業 こい漁業 にしん漁業			団体漁業権			
(37)	網内共 第2号	網走市	別添図面のとおり (藻琴湖及び藻琴川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	網走市	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	わかさぎ漁業 にしん漁業			団体漁業権			
(38)	網内共 第3号	網走市	別添図面のとおり (網走川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	網走市、網走郡 大空町及び斜 里郡小清水町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(39)	網内共 第4号	網走市及び網走郡 大空町	別添図面のとおり (網走川及び網走湖並びに 女満別川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	網走市及び網 走郡大空町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	わかさぎ漁業 しらお漁業 こい漁業 えび漁業			団体漁業権			
(40)	網内共 第5号	北見市	別添図面のとおり (ライトコロ川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	北見市、常呂郡 佐呂間町及び 紋別郡湧別町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(41)	網内共 第6号	紋別市及び紋別郡 湧別町	別添図面のとおり (シブノツナイ湖[導流溝を 含む]、シブノツナイ川及び 中の沢川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	紋別市及び紋 別郡湧別町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	わかさぎ漁業 えび漁業			団体漁業権			

北海道内水面漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定 に関し必要な事項
(42)	網内共 第7号	紋別市	別添図面のとおり (コムケ湖、小向川、オンネ コムケナイ川及び秋平川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業 あさり漁業 ほくかいてび漁業 なまこ漁業 うに漁業 ほたてがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	紋別市	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	わかさぎ漁業 えび漁業			団体漁業権			
(43)	網内共 第8号	紋別郡雄武町	別添図面のとおり (御西川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	紋別郡雄武町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(44)	宗内共 第1号	枝幸郡浜頓別町	別添図面のとおり (ポン沼、クッチャロ湖、オピ ンナイ川、レカセウシュナイ 川、ヤスベツ川本支流、ポン 沼とクッチャロ湖を連絡する 河川、クッチャロ川並びに頓 別川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	枝幸郡浜頓別 町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	わかさぎ漁業 えび漁業			団体漁業権			
(45)	宗内共 第2号	宗谷郡猿払村	別添図面のとおり (ポロ沼、キモマ沼及びこれ らの沼に流入する河川の本 支流並びに猿払川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	宗谷郡猿払村	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(46)	宗内共 第3号	宗谷郡猿払村	別添図面のとおり (猿骨沼)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	宗谷郡猿払村	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
(47)	留内共 第1号	天塩郡天塩町及び 幌延町	別添図面のとおり (天塩川、サロベツ川、パン ケ沼及び同沼とサロベツ川 を連絡する河川並びにオン ネベツ川)	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	天塩郡天塩町 及び幌延町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)
				第五種共同漁業	わかさぎ漁業			団体漁業権			
(48)	上内共 第1号	雨竜郡幌加内町	別添図面のとおり (朱鞠内湖、宇津内湖及び 朱鞠内湖に流入する泥川、 プトカマベツ川、モシリウ ナイ川、陰の沢川の本支流 並びに宇津内湖に流入する ウツナイ川の本支流)	第五種共同漁業	わかさぎ漁業 やまべ漁業 こい漁業 ふな漁業 いとう漁業 あめます漁業 えび漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体漁業権	雨竜郡幌加内 町	なし	左記のとおり(漁場番 号、漁業の名称、条件)

北海道内水面漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定 に関し必要な事項
(49)	胆内区 第1号	苫小牧市	別添図面のとおり (ウトナイ湖及び美々川)	第二種 区画漁業	わかさぎ養殖業 えび養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	国又は地方公共団体の行う河川工事に対し、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
											左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
(50)	胆内区 第2号	勇払郡厚真町	別添図面のとおり (三ヶ月沼)	第二種 区画漁業	こい養殖業 わかさぎ養殖業 えび養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	国又は地方公共団体の行う河川工事に対し、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
											左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
(51)	十内区 第1号	河東郡鹿追町及び 上士幌町	別添図面のとおり (然別湖、十三の沢川及び 十二の沢川の本支流)	第二種 区画漁業	わかさぎ養殖業 やまべ養殖業 にじます養殖業 おしよこま養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	国又は地方公共団体の行う河川工事に対し、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
											左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
(52)	釧内区 第1号	厚岸郡浜中町	別添図面のとおり (火散布沼)	第一種 区画漁業	うに養殖業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	団体漁業権	厚岸郡浜中町	国又は地方公共団体の行う河川工事に対し、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
											左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
(53)	網内区 第1号	網走市及び斜里郡 小清水町	別添図面のとおり (濤沸湖一部)	第一種 区画漁業	かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	団体漁業権	網走市及び斜里郡小清水町	国又は地方公共団体の行う河川工事に対し、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
											左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
(54)	網内区 第2号	網走市	別添図面のとおり (藻琴湖一部)	第一種 区画漁業	かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	団体漁業権	網走市	国又は地方公共団体の行う河川工事に対し、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
											左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
(55)	網内区 第3号	紋別市	別添図面のとおり (コムケ湖一部)	第一種 区画漁業	かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	団体漁業権	紋別市	国又は地方公共団体の行う河川工事に対し、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
											左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)

2 保全沿岸漁場に関する事項 なし